

登録商標「チャージ CHARGE」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 19(行ケ)10411・平成 20 年 5 月 28 日(2 部)判決 認容 審決取消

【キーワード】

結合標章，結合分離，文字の長さ，商標の類否判断法

【事案の概要】

本件は，被告A社が有する下記商標（本件商標）登録について，原告K社が商標登録の無効審判請求をしたところ，特許庁が請求不成立の審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

争点は，本件商標が原告の有する下記引用商標 1 及び 2 と類似するかどうか（商標法 4 条 1 項 1 号），本件商標が商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるかどうか（商標法 4 条 1 項 1 6 号）である。

記


ア 本件商標

- ・ 商標
 - トリートメントチャージ
 - TREATMENT CHARGE
- ・ 出願日 平成 1 7 年 1 1 月 1 8 日
- ・ 登録日 平成 1 8 年 6 月 3 0 日
- ・ 指定商品
 - 第 3 類「化粧品，せっけん類」
- ・ 登録第 4 9 6 6 7 2 9 号

イ 引用商標 1

- ・ 商標
 - CHARGE**
 - チャージ
- ・ 出願日 平成 3 年 5 月 3 1 日
- ・ 登録日 平成 5 年 7 月 3 0 日
- ・ 登録第 2 5 5 3 9 2 0 号
- ・ 指定商品
 - 第 3 類「せっけん類，歯磨き，化粧品，植物性天然香料，動物性天然香料，合成香料，調合香料，精油からなる食品香料，薫料」
 - 第 3 0 類「食品香料（精油のものを除く。）」

ウ 引用商標 2

- ・ 商標
 - 
- ・ 指定商品
 - 第 3 類「頭髪用化粧品，シャンプーその他の頭髪用せっけん類」
- ・ 出願日 平成 1 6 年 1 2 月 1 7 日
- ・ 登録日 平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日
- ・ 登録第 4 9 0 0 5 0 9 号

〔判 断〕

1 請求原因(1) (特許庁における手続の経緯), (2) (審決の内容)の各事実は, 当事者間に争いが無い。

2 取消事由 1 (本件商標と引用商標 1 及び 2 の類似性に関する判断の誤り) について

(1) 商標の類否は, 対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に, 商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが, それには, そのような商品に使用された商標がその外観, 観念, 称呼等によって取引者, 需要者に与える印象, 記憶, 連想等を総合して全体的に考察すべく, しかもその商品の取引の実情を明らかにし得る限り, その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである(最高裁昭和 4 3 年 2 月 2 7 日第三小法廷判決・民集 2 2 巻 2 号 3 9 9 頁参照)。そして, 商標は, その構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されているものであるから, みだりに, 商標構成部分の一部を抽出し, この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判定することは許されないが, 他方, 簡易, 迅速をたつとぶ取引の実際においては, 各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標は, 常に必ずしもその構成部分全体の名称によって称呼, 観念されず, その一部だけによって簡略に称呼, 観念され, 1 個の商標から 2 個以上の称呼, 観念が生ずることがあるのは, 経験則の教えるところである。そしてこの場合, 一つの称呼, 観念が他人の商標の称呼, 観念と同一又は類似であるとはいえないとしても, 他の称呼, 観念が他人のそれと類似するときは, 両商標はなお類似するものと解するのが相当である(最高裁昭和 3 8 年 1 2 月 5 日第一小法廷判決・民集 1 7 巻 1 2 号 1 6 2 1 頁参照)。また, 外観についてもその一部が他人のそれと類似することによって, 両商標が類似すると解することができる場合がある。

そこで, 以上の見地から本件事案について検討する。

(2) 本件商標の内容

ア 本件商標は, 前記のとおり, 上段に, 「トリートメントチャージ」と間隔を空けずに同一書体かつ同一の大きさを表記し, 下段に, 「T R E A T M E N T C H A R G E」と間隔を空けて同一書体かつ同一の大きさを表記したものである。

イ そこで, まず, 本件商標に用いられている「トリートメント」, 「T R E A T M E N T」, 「チャージ」, 「C H A R G E」の語義について検討する。

(ア) 「トリートメント」, 「T R E A T M E N T」の語義

- a 「トリートメント」は、「扱い」、「待遇」、「治療（法）」、「手当て」の語義を有する言葉として辞典に掲載されている（甲8 [津田武編「ビジネスマンのためのカタカナ語新辞典〔改訂版〕」213頁株式会社旺文社1987年発行]、甲9 [斎藤栄三郎編「外国からきた新語辞典第5版」250頁株式会社集英社昭和60年4月15日発行]）。そして、証拠（甲9、12～20、22、26、29～93、113、114）及び弁論の全趣旨によれば、「トリートメント」は、本件商標の指定商品である「化粧品、せっけん類」との関係では、「手入れ」、「保護」の意味で使用されているほか、以下のとおり、髪の毛及び頭皮を補修ないしは保護する商品を示す名称としても使用されており、髪の毛及び頭皮を補修ないしは保護する商品を示す普通名称となっていると認めることができる。
- (a) 「2003 cosmetics in japan 日本の化粧品総覧」平成14年10月18日株式会社週刊粧業発行（甲12）
「ヘアケア市場は、前年に引き続いて、シャンプー、リンス、トリートメントなどのケアカテゴリーは依然として単価の下落に歯止めがかからず、…」(24頁下1行～25頁1行)
- (b) 厚生省薬務局監視指導課・東京・衛生局薬務部監修「医薬品・化粧品等広告の実際'94」平成6年9月15日株式会社薬業時報社発行（甲16）
「…枝毛や切毛を防ぐ、痛んだ髪用のトリートメントです。」(227頁～228頁)
- (c) 「クロワッサン」2005年（平成17年）1月25日号（甲17の2枚目）
「ヘアカラー&トリートメント」、「天然100%のトリートメント&染毛剤です。」、「髪にハリ、コシ、ツヤが出ます。」
- (d) 「ESSE」2005年（平成17年）2月号（甲17の3枚目）
「大切なキューティクルを守りながら汚れだけを落とすので、毛先までツルツルの洗い上がりでリンスやトリートメントも不要です。」
- (e) 「婦人画報」2005年（平成17年）10月号（甲18の2枚目）
「極上の髪へ導くヘアケアシリーズ」、「ジェントルケア」、「トリートメント」
- (f) 「ミセス」2005年（平成17年）10月号（甲18の3枚目）
「髪と同じ成分が浸透・補修。洗い流さないトリートメント」、「新リキッド・ヘア誕生」
- (g) 「with」2005年（平成17年）10月号（甲18の4枚

目)

「...そんなハイダメージヘアを髪のコからケアするために生まれた高保湿トリートメントが『サラパーフェクトヘアマスク』」

(h) 「J・J with」2005年(平成17年)10月号(甲18の5枚目)

「世界に先がけ、シャンプー、コンディショナー、トリートメントの3ステップ・ヘアケアを発表」、「...サロンでは顧客にトリートメントを必ずすすめていた。...」

(i) 「朝日新聞」2006年(平成18年)1月17日、「毎日新聞」2006年(平成18年)1月21日及び「読売新聞」2006年(平成18年)1月24日(甲19の2枚目)

「...リンス、トリートメントいらすの贅沢な感触...」

(j) 「北海道新聞」2006年(平成18年)1月26日(甲19の2枚目)

「...リンス、トリートメント要らすの贅沢な感触...」

(k) 化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則(平成17年3月14日公正取引委員会変更承認)「別表1[備考]」(甲22)

「4. 種類別名称等に用途を表す名称をつけることができる。用途名称は、...トリートメント...」

b 被告は、「トリートメント」の語は、それ自体では、商品が特定されないと主張するが、上記aのとおり、髪の毛及び頭皮を補修ないしは保護する商品を示す普通名称としても使用されていることからすると、必ずしも商品が特定しないということとはできない。

c 「トリートメント」は、「TREATMENT」に由来する外来語であるから、「TREATMENT」の語義も、上記「トリートメント」と同様のものであると認められる。

d そうすると、「トリートメント」、「TREATMENT」は、本件商標の指定商品である「化粧品、せっけん類」に使用された場合には、識別力の乏しい言葉であるということができる。

(イ) 「チャージ」、「CHARGE」の語義

a 「チャージ」は、「料金」、「手数料」、「責任」、「義務」、「詰め込み」、「積み込み」、「燃料補給」、「充電」等の語義を有する言葉として辞典に掲載されている(前記甲8の184頁、前記甲9の222頁、甲10[松村明ほか編「旺文社国語辞典改訂新版」773頁株式会社旺文社1988年発行])

b そして、「チャージ」には、次のような用例があることが認められ、こ

のうち、(a)～(d)は、本件商標の指定商品である「化粧品、せっけん類」に関する用例である。

(a) 「旬の夏野菜で『キレイ』をチャージするスローステイ」(乙1 [インターネットサイト <http://www.fujisan.co.jp> において雑誌「Oggi」2004年[平成16年]7月28号発売号の記事を紹介したもの])

(b) 「身体(からだ)の内側と外側からうるおいをチャージして、今年の冬は乾燥に負けない肌をつくってください。」(乙2 [インターネットサイト <http://www.shiseido.co.jp> における「『おしゃれなひととき』2004年冬・第69号」と題する記事])

(c) 「細胞の源となる話題の成分『コエンザイムQ₁₀』を配合して、エネルギーをチャージする無添加美容液登場 2005年2月18日(金)数量限定販売」(乙3 [株式会社ファンケルの平成17年2月ころの広告])

(d) 「夏バテ肌を急速冷却チャージする新感覚のジェリーウォーター」(乙4 [インターネットサイト <http://allabout.co.jp> の平成17年4月28日当時の記事])

c 証拠(甲4, 5, 6の1～27, 7, 乙5)によれば、原告は、平成17年春に、引用商標1及び2と同一性のある商標を使用した商品である「薬用育毛トニック」と「薬用コンディショニングシャンプー」を発売したこと、原告は、平成17年4月には、全国の新聞各紙で、これらの商品の広告をしたが、その中で、「頭皮と髪にチャージ!」、「毛根と頭皮にチャージ!」、「チャージ(CHARGE)は[補給・蓄える・充電]するという意味。薬用チャージは、毛根と頭皮に十分な栄養を与え、髪の生育環境を整え自分本来の髪を維持するための育毛ケア商品です。」との記載をしたこと、原告は、インターネットサイトにおいて、上記各商品について「抜け毛・薄毛で悩む男性の頭皮と毛根に血流をチャージ!」と記載し、上記「薬用育毛トニック」について「有効成分と瞬間冷却効果を毛根と頭皮にチャージする...」と記載したこと、以上の事実が認められる。

d 以上によると、「チャージ」は、日本語としても広く用いられている言葉で、本件商標の指定商品である「化粧品、せっけん類」に関しては、「補給する」、「蓄える」などといった意味の言葉として用いられることがあるものと認められる。

「チャージ」は、「CHARGE」に由来する外来語であるから、「CHARGE」の語義も、上記「チャージ」と同様のものと認められる。そうすると、「チャージ」及び「CHARGE」は、本件商標の指定商

品である「化粧品，せっけん類」に使用された場合には，特に識別力が高い言葉であるとまでいうことはできないものの，上記(ア)で述べた「トリートメント」及び「TREATMENT」よりは識別力が高いことは明らかである。

ウ 次に，本件商標が，「トリートメント」と「チャージ」，「TREATMENT」と「CHARGE」に分離して印象されるかどうかについて検討する。

(ア) 本件商標のうち上段の「トリートメントチャージ」の部分は，「トリートメントチャージ」と，間隔を空けずに同一書体，同一の大きさと表記されている。

しかし，上記イのとおり，「トリートメント」と「チャージ」は，別個の意義を有する言葉であって，「トリートメントチャージ」という一つの言葉が存するわけではないから，本件商標のうち「トリートメントチャージ」の部分は，「トリートメント」と「チャージ」に分離して認識されるというべきである。また，本件商標のうち「トリートメントチャージ」の部分が11音から成っていることからすると，常に一連のものとして称呼されるということもできない。

(イ) 一方，本件商標のうち「TREATMENT CHARGE」の部分は，同一書体，同一の大きさと表記されているものの，「TREATMENT」と「CHARGE」の間に間隔が空いており，上記イのとおり「TREATMENT」と「CHARGE」は別個の意義を有する言葉であって，「TREATMENTCHARGE」という一つの言葉が存するわけではないことからすると，本件商標のうち「TREATMENT CHARGE」の部分は，「TREATMENT」と「CHARGE」に分離して認識されるというべきである。また，本件商標のうち「TREATMENT CHARGE」の部分が15音から成っていることからすると，常に一連のものとして称呼されるということもできない。

(ウ) したがって，本件商標は，「トリートメント」と「チャージ」，「TREATMENT」と「CHARGE」に分離して印象されるものであって，全体を一連，一体の商標として把握することができるというものではない。

そして，本件商標の「チャージ」及び「CHARGE」の部分からは，「チャージ」の称呼及び上記イ(イ)認定の観念が生ずるものと認められる。

(3) 引用商標1及び2の内容

ア 引用商標1は，前記のとおり，上段に「CHARGE」と表記し，下段に「チャージ」と表記したものである。引用商標1からは，「チャージ」の称呼が生ずるほか，前記(2)イ(イ)認定の観念が生ずるものと認められる。

イ 引用商標2は、上部に「Charge」と大きく表記し、その左上に小さく「チャージ」と表記し、下部に図形を配したものである。引用商標2からは、「チャージ」の称呼が生ずるほか、前記(2)イ(イ)認定の観念が生ずるものと認められる。

(4) 本件商標と引用商標1及び2の類否

ア 以上の(2)及び(3)で述べたところに照らして、本件商標と引用商標1及び2とを対比すると、本件商標と引用商標1及び2とは、外観において「チャージ」及び「CHARGE」又は「Charge」の文字を含む点が共通しており、称呼においても「チャージ」の称呼を生ずる点が共通している。また観念においても前記(2)イ(イ)認定の観念が生ずる点が共通しているといえることができる。

このように、本件商標は、外観、呼称及び観念において引用商標1及び2と共通しているのであるから、本件商標は引用商標1及び2と類似するものと認められる。

イ 被告は、「化粧品、せっけん類」について、識別力を欠くか極めて識別力が弱い文字と「CHARGE」又は「チャージ」の文字との結合商標が、引用商標1及び2とは非類似の商標として登録されている(甲27)、「ディープクリアチャージ/DEEP CLEAR CHARGE」及び「クリアチャージ/CLEAR CHARGE」については、原告が、引用商標1を引用し、これらの商標は商標法4条1項11号に該当すると主張して登録異議の申立てをしたが、これらの商標はいずれも「構成全体をもって一体不可分の造語を表したものと認識し把握されるとみるのが自然である」として、登録が維持されている(平成10年異議第90933号、平成10年8月18日決定[甲21]、平成10年異議第90971号、平成10年8月18日決定[乙6])、と主張するが、いずれも本件商標とは異なる「CHARGE」又は「チャージ」を含む商標と引用商標1及び2との類否についての特許庁の判断を主張するものにすぎず、上記アの認定を左右するものではない。

また、被告は、指定商品が、「薬剤」(乙7)、「栄養補助食品(サプリメント)」(乙8)、「清涼飲料」(乙9)についての商標の登録状況を見ると、多数の「CHARGE」又は「チャージ」の文字のみからなる商標と「CHARGE」又は「チャージ」の文字及び一般的に識別力が高くないと思われる他の語からなる商標とが併存していると主張する。しかし、これらの事例は、本件商標とは指定商品を異にする上、被告主張にかかる「CHARGE」又は「チャージ」を含む商標も本件商標とは異なるから、上記アの認定を左右するものではない。

(5) 以上のとおり本件商標は引用商標 1 及び 2 と類似するから、本件商標が商標法 4 条 1 項 1 号に該当しないとした審決の判断には誤りがあり、取消事由 1 は理由がある。

3 結語

よって、取消事由 2 について判断するまでもなく、原告の請求は理由があるから、認容することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1 . 本件登録商標に係る標章は、「トリートメントチャージ / T R E A T M E N T C H A R G E 」であり、引用商標に係る標章は、「C H A R G E / チャージ」であり、指定商品はいずれも第 3 類に属する商標であるから、本件登録無効の可否についての争点は、本件商標に係る標章を「トリートメント T R E A T M E N T 」と「チャージ C H A R G E 」とに分離し、ここから後者の言葉だけを抽出し、これを引用商標と対比することの可否にかかっていた。

判決は、本件商標に係る標章は、前記 2 つの言葉の結合から成り立っている全体としては造語といえるかも知れないが、その言葉の持つ意味には需要者に与える強弱があると説示した上で、指定商品との関係では「チャージ C H A R G E 」は「トリートメント T R E A T M E N T 」よりは識別力が高いと認定した。その結果、本件商標の「チャージ C H A R G E 」の部分からは、「チャージ」の称呼と観念が生ずると認定し、この部分と引用商標とを対比したのである。

2 . 以上のような論法認定に至るならば、その後の類否判断はきわめて容易な仕事であり、本件商標は、外観、呼称及び観念において引用商標 1 及び 2 と共通しているから、本件商標は両商標と類似すると判断したのは当然であろう。

このように、たとえ 2 つの言葉から成り立つ造語といえる結合標章であっても、この結合度合の強弱を測定した上で、引用商標に係る標章との類否を判断することの必要をこの判決は教えているし、文字の長い造語における主体部と補助体部との関係の考察の必要も教えている。

3 . われわれ実務家は、今日では辞書にある言葉からの一語だけの商標登録がいかにか困難なことであるかを知っているから、結合語による商標の登録出願の代理を依頼されることが多い。その意味で、われわれは、本件のように特許庁における類否判断の基準と知財高裁におけるそれとの違いを敏感に認識した上で、本件判決のような考え方を実務に生かすようにすべきであろう。

その意味では、知財高裁における審決取消請求事件の論理的によく考えられ

た説得力のある判決は、特許庁審判部ないし審査部に対する批判と指導を意味していることを関係者はよく理解し、今後の指針とすべきであることを肝に銘ずべきであろう。

〔牛木 理一〕